評議員の費用弁償に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人大河原町社会福祉協議会の定款第９条に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

（費用弁償）

第２条　評議員が、その職務のため、評議員会及びその他の会議に出席したときは、別表１により費用を弁償する。

２　交通費の実費が前項の費用弁償を超える場合には、旅費に関する規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

（費用弁償の支給方法）

第３条　評議員の費用弁償の支給時期は、次の各号により定める時期とする。

（１）費用弁償については、毎年３月末に弁償する。

２　費用弁償の支払は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（改廃）

第４条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附　則

この規程は、平成３１年３月１５日から施行し、平成３０年４月１日より適用する。

別表１　費用弁償の額

日額　１，５００円